

令和7年12月19日

相模原市発表資料

労働者派遣契約に係る派遣料金の支払い遅延について

労働者派遣契約を締結している派遣元から請求される派遣料金について、支払い遅延の事案が発生しましたので、お知らせします。

本件につきましては、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

相模原市立児童クラブの運営補助業務において、派遣された労働者が提供した役務の対価として、本契約に基づき、月ごとに支払うべき派遣料金について、令和7年12月16日に他部署からの指摘を受け、同年6月から10月までの請求分が支払われていないことが発覚したものです。

2 対象契約及び金額

相模原市立児童クラブ（緑区）に係る労働者派遣契約（2クラブ、4人分）

6月分から10月分まで 総額 5,350,892円

相模原市立児童クラブ（中央区）に係る労働者派遣契約（4クラブ、8人分）

7月分から10月分まで 総額 7,600,442円

相模原市立児童クラブ（南区）に係る労働者派遣契約（6クラブ、11人分）

7月分から10月分まで 総額 10,426,584円

※いずれも同一の派遣元と契約しています。

3 原因・対応

支払事務全体の進行管理ができていなかったことが原因です。

派遣元に対しましては、お詫びするとともに未払額を速やかにお支払いするよう事務を進めています。

4 今後の対策（再発防止策等）

職員に対しては、改めて財務事務、会計事務の処理手順等についての研修の実施及びコンプライアンスの徹底を図るとともに、毎月の支払いについての執行状況の管理を徹底し、再発を防止します。

問合せ先

こども施設課

直通電話 042-769-8370

対応責任者 富樫